

処分理由

人格尊重義務違反（介護保険法第 88 条第 6 項）

平成 31 年 1 月 17 日（木）23 時頃、従業者 1 名は、サービス提供中の入居者がベッドから転落し負傷した可能性があるにもかかわらず、入居者をベッドに戻したのち約 3 時間放置し、救急対応や必要とされる介護や世話等の職務上の義務を著しく怠った。

このことは介護・世話の放棄・放任に該当し、介護保険法第 88 条第 6 項の「指定介護老人福祉施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。」の規定に違反し、同法第 92 条第 1 項第 4 号に規定される処分の要件に該当する。

〈経緯〉

平成 31 年

1 月 21 日	長命園より通報
2 月 6 日から 2 月 27 日まで	施設職員等から聞き取り調査
3 月 20 日	調査結果により改善事項通知
4 月 9 日	夜勤職員が上司に当日の転落について説明
4 月 10 日から 4 月 18 日まで	再調査
5 月 22 日	虐待防止法に基づく改善事項通知
6 月 17 日	事業所から改善計画書提出
7 月 8 日	処分通知

〈参考〉

開設	昭和 58 年 6 月
定員	老人ホーム（80 名）短期入所（12 名） 4 人部屋 21 室 個室 9 室

※特別養護老人ホーム	市内 18 施設	1,070 床
地域密着型（29 人以下）	7 施設	194 床